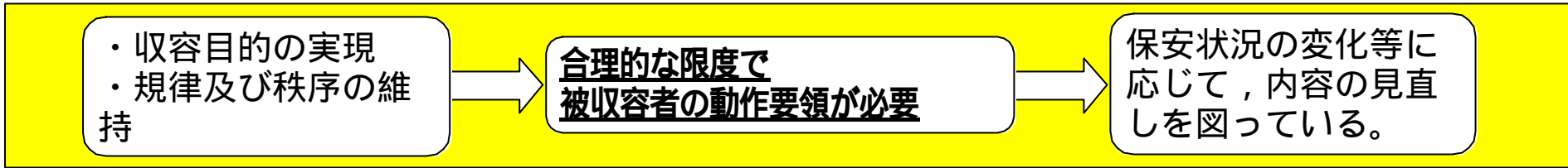


動作要領の状況等



脇見・私語	すべての施設で 何らかの制約	<ul style="list-style-type: none"><li>・事故防止のため、刑務作業に集中させる必要がある。</li><li>・作業時間中でも休憩時間は私語を禁止していない。</li><li>・何度も指導に従わない等の悪質事案のみ懲罰の対象としている。</li></ul>
点検における姿勢	多くの施設で設定 (正座・安座)	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員暴行等を防止するとともに、被収容者の様子を迅速・的確に把握するには、整然と座らせる必要がある。</li><li>・傷病者等には正座・安座を免除している。</li></ul>
居室における着座位置	多くの施設で 設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・視察の際、居室内の被収容者の様子を迅速・的確に把握するには、着座位置を定め、理由もなく横臥しないよう指導する必要がある。</li><li>・傷病者等には横臥等を許可している。</li></ul>
集団行進・整列	多くの施設で 歩調をとらせてい	<ul style="list-style-type: none"><li>・被収容者の移動や人員確認を迅速・的確に行う必要がある。</li><li>・移動時は、けんか等の規律違反行為の発生する可能性が高い。</li><li>・集団行進や整列は、学校等でも行われている。</li></ul>
裸体検査	約半数の施設で 出還房時に実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・着衣のままでは、十分な検査が行えない場合がある。</li><li>・出還房時の裸体検査は、主にB級施設で実施している。</li><li>・検査の際、他の被収容者からなるべく見えないように配慮している。</li></ul>
就寝時間中の動作	多くの施設で 指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・集団生活のため、他の被収容者の安眠確保の必要性が高い。</li><li>・夜間は職員が少なく視察も困難であり、迷惑防止等のため指導が必要。</li></ul>

### 行刑施設における保安事故の発生状況

区分 年	逃走		暴動・騒じょ	職員殺傷	被収容者殺傷	自殺	1日平均 収容人員
	件数	人員					
平成5年	2	2	0	0	0	8	45,057
平成6年	1	1	0	0	2	5	45,573
平成7年	1	1	0	0	2	3	46,535
平成8年	2	8	0	0	5(1)	6	48,395
平成9年	0	0	0	0	5	7	50,091
平成10年	0	0	0	0	9	10	51,986
平成11年	0	0	0	0	7	10	53,947
平成12年	0	0	0	0	9	10	58,747
平成13年	2	2	0	0	1	15	63,415
平成14年	3	3	0	0	9	18	67,354

(注) 「職員殺傷」及び「被収容者殺傷」の場合の傷害の程度は全治1か月以上である。  
( )内は、死亡人員で内数である。

### 各国の行刑施設保安事故件数

	逃走	自殺	対職員暴行	収容人員
日本(2002)	3 (4.5)	18 (26.7)	838 (1244.2)	67,354
アメリカ(200)	763 (57.3)	201 (15.1)	17,263 (1297.0)	1,330,980
ギリス(200)	26 (39.2)	72 (108.6)	2,901 (4375.5)	66,301
ランス(2000)	34 (66.1)	121 (235.2)	338 (657.1)	51,441
イツ(2000)	62 (88.3)	78 (111.0)	...	70,252

(注) 収容人員について  
日本：平均収容人員  
アメリカ：12月31日現在  
イギリス：平均収容人員  
フランス：1月1日現在  
ドイツ：12月31日現在。対職員暴行件数のデータなし。  
( )内は、収容人員10万人あたりに換算した数値

英国行刑におけるKPI (Key Performance Indicator )とその達成状況  
(会計年度2002 ~ 2003 )

KPI		結果	達成？
カテゴリーA 被収容者の逃走	0件	0件	達成
収容中・護送中 の者の逃走	平均収容人員 の0.05%以下	0.024% (17名)	達成
暴行事犯 (対職員・被収容者)	平均収容人員 の9%以下	9.1%	未達成
薬物検査 (無作 為抽出)における 陽性反応	平均10%以下	平均11.7%	未達成
意図的活動に 従事する時間	最低でも毎週平均 24時間	22.6時間	未達成
過剰収容	単独室に2名以上収 容されている者の数 が平均収容人員の1 8%を超えないこと	20.4%	未達成
自死 (自殺)	105.0(平均収容人員 10万人当たりの比率) より低下させること	146.9% (105件)	未達成
犯罪行動 プログラム	少なくとも7,100名 の受刑者が再犯防止 に資するプログラム を修了すること	7,303名 が修了	達成
被収容者一人当 たりの平均費用	£36,539を超えな いこと。	£36,268	達成
職員の病休	一人当たり9日間 を超えないこと	14.7日	未達成

## 過去の事故事例

事 件 名	発 生 年 月 日	概 要
松山刑務所 不祥事件	昭和40年6月～ 昭和41年3月こ ろ	特定の暴力団関係被収容者を多数収容していたことから、これらの者が職員に対し、強圧的に出ることが多く、次第に拘置場が当該被収容者の実質的支配下に運営されるようになり、ついにはその圧力に屈し、当該被収容者が居房鍵を手に入れて他の被告人の居房の開扉を行ったり、居室内では、喫煙・賭博も行われるようになり、規律はびん乱状態となった。昭和41年3月、規律秩序の再建の機運が上がり、職員襲撃事件を契機として正常化に向かった。
静岡刑務所 不当処遇事 例	昭和45年4月	昭和45年4月、同刑務所収容中の被告人が、弁護士と面会した際、面会室に持ち込んだ包丁、ヤスリ等を提示したと新聞に報道されて事案が発覚した。 これを受けて調査した結果、同被告人の収容後、発覚までの間、日用品、食事等について、所内規則をまったく無視した物品、カメラ、朝鮮づけなど約100点以上の物品が仮下げ、支給されていたなど、特別待遇が公然と行われ、関係職員の不正行為及び不当処遇が明らかとなった。
福岡刑務所 散弾銃密造 事件	昭和54年8月～ 昭和54年11月 ころ	同刑務所収容中の受刑者3名が、工場内において、金属の作業資材の残りを利用して、組立式の散弾銃2丁を密造し、これを作業指導員に依頼して刑務所外に持ち出したものである。その後、昭和57年9月、暴力団の抗争事件において、当該散弾銃が使用された旨の新聞記事が掲載された。
東京拘置所 イラン人集 団脱走事件	平成8年2月12 日	前同日未明、同拘置所の雑居房に収容中のイラン人7名が同房の外窓の鉄格子一本を金のこのような物で切断し、これをおぼして屋外に出、居房から持ち出したシート、資材置き場に保管されていた建築資材の鉄パイプ、鉄筋、角材等ではしごを作成し、これを塀の内側に立てかけ、外塀をゆ越し逃走した。

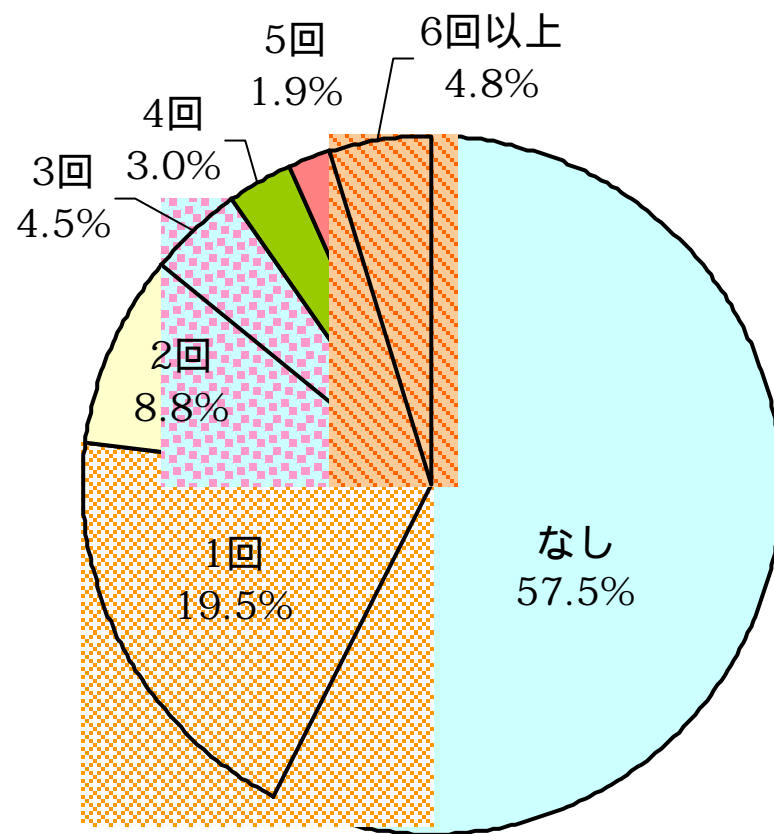
## 裸体検身による不正行為等の摘発事例

庁名	内 容	件数
Y A 級施設	・被收容者の顔が腫れていたことから、裸体検査をしたところ、体中にあざを発見し、同室者から殴る蹴る等の暴行を加えていたことが判明した事案	1
	・玉入れ検査を実施した際、受刑者が陰茎部に玉を挿入していたのを摘発した事案	1
L A 級施設	・パンツに洗濯札を作業材料であるセロハンテープで巻き付けて不正に所持しているのを摘発した事案	1
	・靴下に金属片を隠匿していたのを摘発した事案	1
	・メリヤスパッチの腹部ゴム付近に切抜き写真を挟んでいたのを摘発した事案	1
B 級施設	・脇の下に薬をはさんで隠匿し持ち出そうとしたのを摘発した事案	1
	・肩に鉄片及び右足の甲に解体部品である磁石をテープで貼り付け、隠匿していたのを摘発した事案	1
	・集会時のお菓子を隠匿していたのを摘発した事案	1
	・パチンコ解体作業により発生した小さなサイコロ 3 個を大腿部裏側に貼り付けているのを摘発した事案	1
	・胸部にあざから舎房においてけんか事犯を起こしていたことが判明した事案	1
	・刺青の自傷行為を摘発した事案	1
	・湿布内に薬を隠匿していたのを発見した事案	1
	・同衆の電話番号等を記したメモをポケット内に隠匿しようとしたのを摘発した事案	1
	・工場用石けんを居室に持ち込むために、脇の下に隠匿したものを摘発した事案	5
	・同衆が処方された湿布を受け取って、腰部に貼っていたのを摘発した事案	1
	・足首及び肩口に刺青を施した自傷事案	1
	・陰茎に通称「玉」を入れる自傷事犯及び同自傷事犯を行うための「玉」を持ち込もうとしたのを摘発した事案	1
	・投薬を不正に持ち込もうとした事案	1
	・陰茎挿入用の玉を口の中に隠しているのを摘発した事案	3
	・ポケットから密書を落としたのを摘発した事案	2
・検身時薬を足の指に隠匿し、眼鏡ケースに爪楊枝を入れて持ち込もうとした事案	1	
・暴行を受けたとする負傷箇所を発見した事案	1	
・還房時、薬を作業材料のビニール袋に入れ、背中に貼り付け居室に持ち込もうとしたのを摘発した事案	1	
Y B 級施設	・上衣ポケットに隠匿していたのを摘発した事案	3
	・下衣ポケットに隠匿していたのを摘発した事案	5
	・陰部に隠匿していたのを摘発した事案	1
	・手に所持し隠匿していたのを摘発した事案	3
W 級施設	・陰部から、瀬戸物の破片及び金色の毛髪の束を発見した事案	1
	・陰部から、小さく折り畳んだ書き損じた便せん 1 枚を発見した事案	1
	・陰部から、化粧石鹸を発見した事案	1
	・パンツの中に化粧品類を隠匿していたのを摘発した事案	1
	・靴下の中に軟膏を隠匿していたのを摘発した事案	1
	・陰部に薬を隠匿していたのを摘発した事案	1
	・黒ゴム 1 本を陰部に隠匿していたのを摘発した事案	1
拘置所	・玉入れ事案	1
	・不正隠匿事案（ガム及び密書）	1
合 計		61

## 資料 6

		日 本		英 国	
年間の懲罰科罰件数( )		37,393		108,367	
一日平均収容人員( )		63,415		66,300	
÷		0.6		1.6	
主な懲罰事由	1 位	被収容者に暴行	5,507	指示違反	21,429
	2 位	怠役	4,800	脅迫的・虐待的な言動	15,199
	3 位	争論	3,160	不正物品の所持	12,162
	4 位	抗命	2,984	規制薬物の使用	11,160
	5 位	物品不正授受	2,828	けんか	10,085
懲罰の種類別	1 位	文書・図画閲読禁止	30,633	服役日数延伸	59,690
	2 位	軽屏禁	30,411	優遇のはく奪	52,754
	3 位	叱責	4,875	作業報酬の停止又は減削	45,579
	4 位	作業賞与金計算高の減削	2,522	独居拘禁	13,466
	5 位	自弁衣類臥具着用停止	98	戒告	6,233
	6 位	自弁食停止	93	その他	5,221
	合計		68,632		182,943

## 出所受刑者の懲罰回数



(第104矯正統計年報 平成14年より)

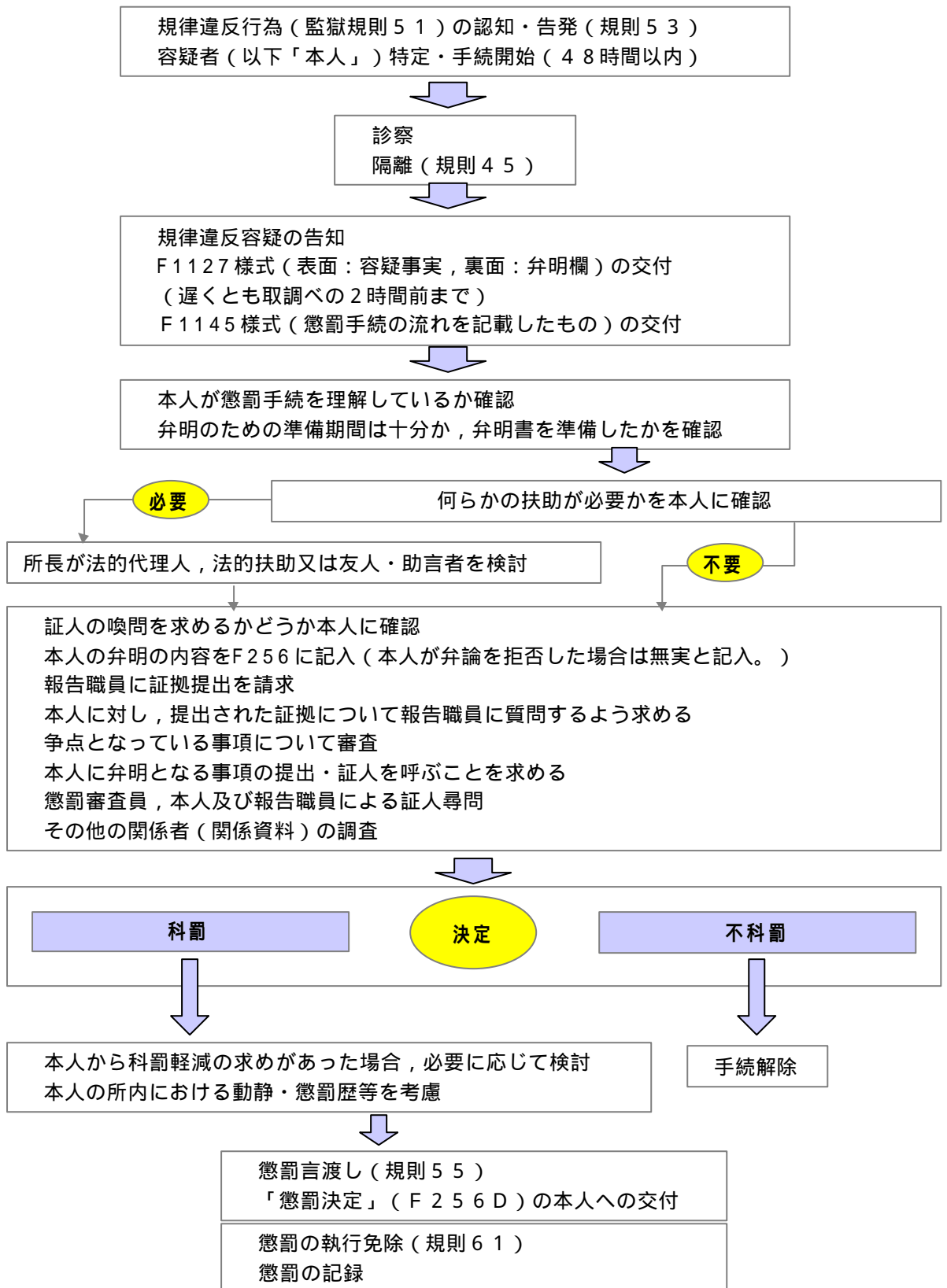
## 府中刑務所の遵守事項（類型別整理を試みたもの）

	防止の対象となる行為の類型	府中刑務所の遵守事項
1	<p>収容の確保を妨げるおそれのある行為            （逃走し、自己の生命又は身体に危害を加え、不正に他人（自己以外のすべての者をいう。以下同じ。）と連絡し、その他収容の確保を妨げるおそれのある行為）</p>	<p>（ 1 ） 逃走（逃走し、又は逃走を企ててはならない。）            （ 2 ） 無断離席（許可なく指定された場所又は席を離れてはならない。）            （ 3 ） 視察妨害（許可なく立入禁止場所に立入り、又は職員の視線外へ出てはならない。故意に職員の視察を妨害してはならない。）            （ 5 ） 自傷行為（自傷し、又は自傷することを企ててはならない。）            （ 6 ） 自殺企図（自殺を企ててはならない。）            （ 7 ） 拒食（職員の指示に従わず要求又は反抗の手段として拒食を続け、又は正当な理由なく診察を拒否してはならない。）            （ 8 ） 不正連絡（許可なく又は許可された方法によらず他人（他人とは他の被収容者、職員、外部の人など自己以外のすべての者をいう。以下同じ。）又は外部の機関と交通し、又は交通を企ててはならない。）</p>
2	<p>行刑施設の安全を害するおそれのある行為            （暴動や騒じょうをじゃっ起し、不正に火気を使用し、建物、設備等を壊し、その他行刑施設の安全を害するおそれのある行為）</p>	<p>（ 9 ） 火気不正使用等（許可なく火を発し、又は火を発することを企ててはならない。）            （ 10 ） 施設等機能妨害等（施設の建物、建具、備品等を故意に壊し、又は壊すことを企ててはならない。また、これらを汚損し、又は備品等を投棄してはならない。）            （ 12 ） 施設等機能妨害等（人の通行を妨害する目的で、通路、出入口等に障害物を置き、工作を施し、又は扉の開閉を妨害してはならない。）            （ 13 ） 施設等機能妨害等（施設の設備等の利用を困難にし、又は機能を妨害する目的で設備等を工作し、若しくは工作することを企て、又は故意に作動させてはならない。）</p>
3	<p>集団生活の平穏を害する行為            （騒音や大声を発し、その他集団生活の平穏を害する行為）</p>	<p>（ 11 ） 虚偽風説流布（職員、被収容者等の人心をかく乱することを目的として虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはならない。）            （ 32 ） 大声等（大声を発し、放歌し、騒音を発するなどして静穏を害してはならない。）</p>
4	<p>行刑施設的环境衛生を害する行為            （建物、設備、備品等を汚損し、その他行刑施設的环境衛生を害する行為）</p>	<p>（ 34 ） 残飯等投棄（残飯、ごみなどは所定の場所以外の場所に投棄してはならない。）            （ 36 ） 汚染行為（許可なく張り紙をしてはならない。）            （ 37 ） 汚染行為（建物、備品等に落書きをしてはならない。）</p>
5	<p>行刑施設における物品の適正な管理を妨げる行為            （不正に物品を製作し、加工し、所持し、他人と授受し、その他行刑施設における物品等の適正な管理を妨げる行為）</p>	<p>（ 14 ） 物品不正製作等（許可なく物品を作成し、加工し、持込み、若しくは隠とくし、又はこれらを企ててはならない。）            （ 15 ） 物品不正授受等（許可なく物品を授受してはならない。他人の物品を盗んだり、取り上げたり、隠したり、又は壊したりしてはならない。）            （ 16 ） 物品不正使用等（使用を許可されている物品は本来の目的と異なる用途に用い、又は定められた用法に反して用いてはならない。所持又は使用を許されていない物品を所持し、又はこれの入手を企ててはならない。）            （ 17 ） 酒・たばこの不正製作等（酒若しくはたばこ又はこれらと類似のものを作り、又は用いてはな</p>

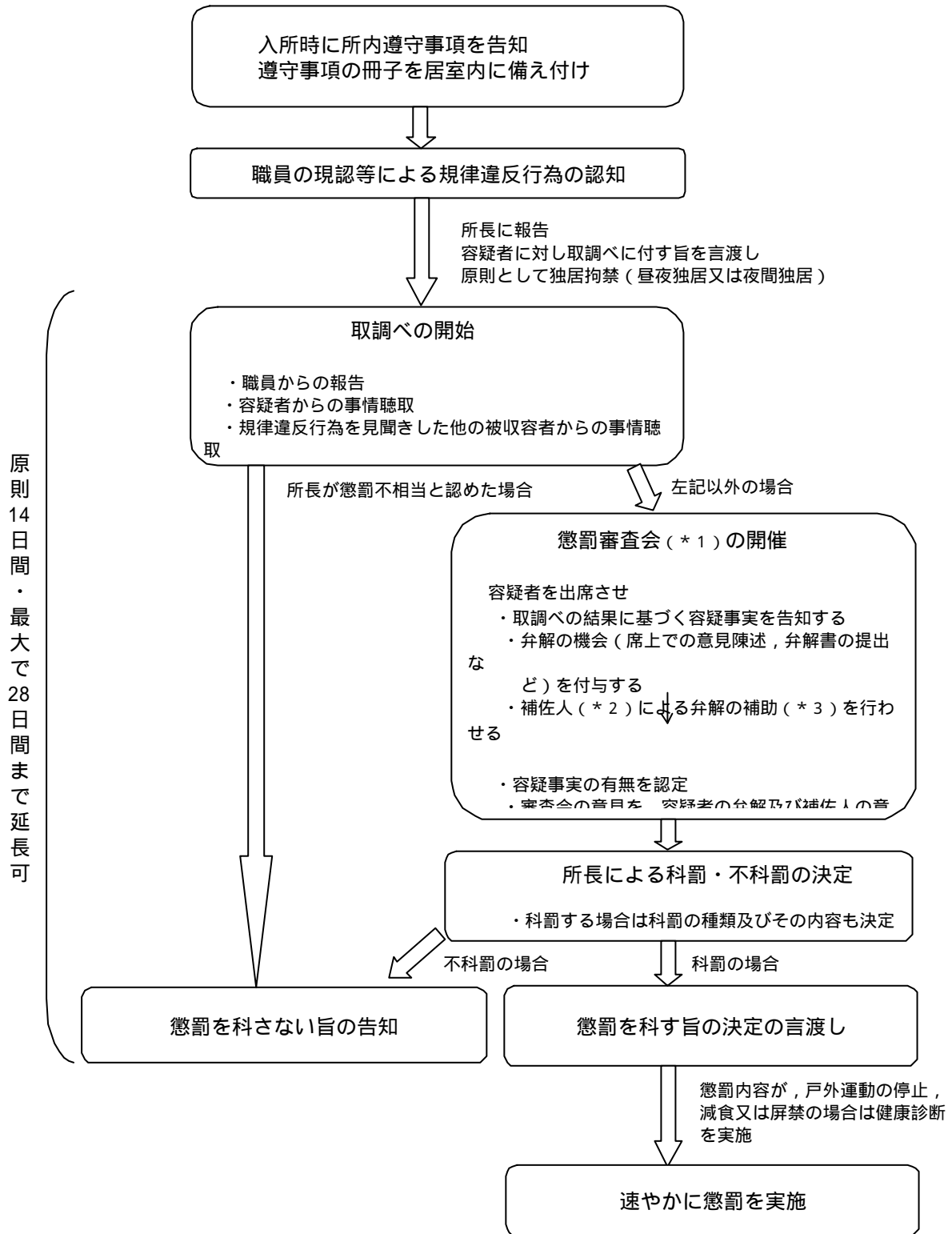


		らない。) (18) シンナー等吸引 (シンナー又はこれと類似のものを吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。)
6	他人に迷惑を及ぼす行為 (他人に暴行を加え、他人を脅迫し、威圧し、だまし、困惑させる言動をなし、ひぼう中傷し、その他他人に迷惑を及ぼす行為)	(19) 暴行 (他人に対し暴行を加え、又は加えることを企ててはならない。) (20) けんか (他人と喧嘩又は口論し、若しくはすることを企ててはならない。) (21) ひぼう・中傷等 (他人をひぼうし、中傷し、又は侮辱するような言動をしてはならない。他人に対し粗暴な言動をしてはならない。) (22) 脅迫等 (他人を脅迫し、威圧し、だまし、又は困惑させる言動をしてはならない。)
7	行刑施設の風紀を害する行為 (とばくをし、文身を施し、他人との間で性的行為をし、その他行刑施設の風紀を害する行為)	(23) 性的行為等 (他人との間で性的行為をしてはならない。故意にわいせつな露出をしてはならない。) (24) 同きん (就寝に当たっては、他の収容者のふとんにもぐり込んではならない。) (25) わいせつ文書作成等 (わいせつな文章又は絵画を作成し、若しくは所持してはならない。) (26) 文身等 (入墨をし、又は髪、眉毛等を特異な形に変えてはならない。) (27) とばく等 (とばく又はとばく類似の行為をし、又はすることを企ててはならない。)
8	作業の適正な実施を妨げる行為 (作業を拒否し、作業安全衛生に関する指示等に違反し、その他作業の適正な実施を妨げる行為)	(28) 作業拒否等 (作業を拒否し、怠け、又は妨害してはならない。) (29) 作業安全衛生違反 (安全管理上定められたこと又は作業上指導されたことに違反して作業してはならない。) (30) 作業材料汚染等 (作業上の製品、材料、道具等を故意に汚損し、破壊し、投棄し、又は隠とくしてはならない。)
9	職員の職務執行を妨げる行為 (職員による点検又は検査を拒否し、職員の指示に違反又は反抗し、その他職員の職務執行を妨げる行為)	(4) 連行拒否等 (職員の呼出し又は連行を拒否し、又は妨害してはならない。) (35) 不正洗濯等 (許可なく定められた方法以外の方法で衣類を洗濯し、又は身体を洗ってはならない。) (38) 反復要求 (出願は定められた方法で行い、定められた方法以外の方法でこれを繰り返かえし、又は定められた方法であっても強要にわたってはならない。) (39) 抗弁 (職員の職務上の指示、命令に対し抗弁、無視などの方法により職員の職務を妨害してはならない。) (40) 虚偽申告 (職員の職務上の調査、質問に対し、偽りの申告をしてはならない。) (41) 指示違反 (法令、所内規則及び所内生活の心得に基づく職員の指示、命令にそむいてはならない。)
10	唆し行為等 (他の被収容者に対して、遵守事項に違反することを勧め、唆し、若しくはあおり、又は幫助)	(42) 唆し行為等 (他の被収容者に遵守事項に違反することをすすめたり、援助したり、そそのかしてはならない。)
11	行刑施設の適正な管理運営を妨げる行為 (前記のほか、行刑施設における規律及び秩序の維持を妨げる行為)	(31) 動作時限違反 (動作時限又は日課に従うことを拒否し、怠け、又は妨害してはならない。) (33) 不正交談 (交談を禁じられている場所又は時においては、正当な理由なくして話をしてはならない。注を参考にすること。)
12	刑罰法令に違反する行為 (標記同)	(43) 刑罰法令違反 (その他刑罰法令に触れる行為をしてはならない。)

# 英国行刑における懲罰手続の流れ



## 懲罰の科罰に至るまでの流れ



\* 1 懲罰審査会は当該行刑施設に所属する職員の中から、所長の指名により、議長1名を含め5名を下回らない人数の委員をもって構成されている。

\* 2 補佐人は懲罰審査会に出席し容疑者のために意見の陳述をする者であり、その任務にかんがみ、規律違反の疑いのある行為の取調べを行う処遇部門に属さない職員（例えば、企画担当の首席矯正処遇官、教育担当の統括矯正処遇官）から指名す